

令和 4 年

第 3 回 三川町議会臨時会会議録

令和 4 年 7 月 19 日 開 会

令和 4 年 7 月 19 日 閉 会

三川町議会事務局

# 目 次

第 1 日                      7月19日(火)                      会議録第1号

会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
議第 42号 令和4年度三川町一般会計補正予算(第3号) .....	3
請願第1号に対する請願取下げについて .....	17

令和4年第3回三川町議会臨時会会議録

1. 令和4年7月19日三川町議会臨時会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員  
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員  
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員  
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	高 橋 誠 一 総 務 課 長
佐 藤 亮 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
鈴 木 武 仁 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
中 條 一 之 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

黒田 浩 議会事務局長 飯鉢 凜 書記  
遠渡 蓮 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 7月19日(火) 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第42号 令和4年度三川町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 請願第1号に対する請願取下げについて

○ 閉 会

○議長（佐藤栄市議員） ただいまから令和4年第3回三川町議会臨時会を開会します。

（午前 9時30分）

○議長（佐藤栄市議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 小野寺正樹議員、2番 志田徳久議員、以上2名を指名します。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る7月12日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本臨時会には、町長提案として令和4年度一般会計補正予算1件、他に議長提案1件、以上2件が予定されており、会期については、町長並びに総務課長の出席を求め、内容等の説明を聞き、審議状況等を考慮いたしまして、本日1日間と決定を見たものであります。

なお、議事日程については、お手元に配布のとおりであり、本臨時会の進行が予定どおり終了できますよう特段のご協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第3、議第42号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第3号）」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第42号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第3号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,901万2,000円を追加し、補正後の予算総額を51億2,822万9,000円といたすものであります。

まず歳出であります。2款総務費については、企画費及び三川町家計支援臨時特別給付金給付事業の追加補正、3款民生費については、社会福祉総務費の追加補正、7款商工費については、商工振興費の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） それでは、最初に今回の臨時議会を招集してまでも補正予算を審議しなければならなかったという理由をお伺いしたいと思います。併せて、歳入に關します地方創生臨時交付金4,021万1,000円が歳入として計上されているわけですが、これに關しまして先般6月議会定例会で第2号補正予算に1,029万1,000円が同じ項目で計上なっておりますが、この二つの關係性について最初にお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず1点目のこの度の臨時議会に補正を計上いたした経過と言いますか要因について説明させていただきます。今年度に入りまして国から新型コロナウイルス関連の臨時交付金とは別途、物価高、燃料高騰による家計支援等についての臨時の給付金の交付があるということが示されたところでございます。それに関連しまして6月議会では一定の額をその臨時交付金を充当いたしまして補正予算を組ませていただきましたが、なお、国の目的とするところ、これに適う事業については検討の余地があるということでこれまで検討を重ねてきたところであります。その交付金の目的から至急これを住民なり町内の事業者等へ還元といいますか効果のある形で事業化をしたいということでこの度の臨時議会に至ったところでございます。

9月議会定例会というタイミングもあるわけですが、より早く住民の方にその国の目的とする物価高、燃料高騰等に対する支援を行いたいということで、様々な關係の事業者からお話等をお伺いし、この度の補正提案となったところでございます。

それから、先の6月議会での臨時交付金の額とこの度の臨時交付金の額、この合計額が先程説明いたしました今年度に入ってから国から示された額、合計額が総額となるところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 今最後のところで国から示されたいわゆる地方創生臨時交付金、物価高に対する交付金ということですが、これが三川町に今年度配分なる総額ということで、今後追加の見込みというような見通しはないものか、その辺を伺いたいと思います。

それから答弁の中で9月議会でも補正が可能であったというお話だったのですが、確かに今はまだ物価高が継続している。原油高に対しても国の方では9月で切れるものを10月以降も補助金の延長をはからうというような報道もある中で、敢えて6月議会に提案せず7月に臨時会を開いて9月まで待てなかったという理由については、様々なマスコミ等の報道を見ますと、今回の地方創生臨時交付金、この使い道についての報告期限が7月29日であるという報道がなされておりますが、それが一番の原因だったのではないかと推測しているところですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 二つご質問いただきましたが、合わせて説明をさせていただきますと思います。まずこの度の補正予算について先程9月と申しましたのは、9月という時期もあったかもしれませんがということです。今回計上しております各予算ですが、やはりその執行、例えば家計支援臨時給付金などにつきましても、やはり実際に各世帯に行

き渡るまでには今日議決いただいた後も2ヵ月ぐらいシステム改修なり、それぞれの世帯に対するお知らせ、回答といいますか申請、その受理から振込の手続としますと、最短でも9月の中旬の振込ということになってしまいます。やはり議決いただいた後、それ相応の事業効果、目的が達せられるためには2ヵ月程度要するということもありますので、できるだけ早くということでこの度の臨時会に至ったところであります。

なお、先程も説明させていただきましたが、6月議会定例会においてもより効果のある事業ということでは模索中でした。確かに計画書の提出というのはございましたけれども、町の意図としてはより早く、できるだけ早く町民、事業者の方へ、その国の臨時交付金の効果を享受していただきたいということが1点でありますので、その点をご理解いただきたいと思っております。

なお、今後の国の追加補正等については、参議院議員選挙が終わりまして、これから国会等も開催されると聞いております。今後、例えば農業施策でありますとか、また第7波と言われるものが現在全国で拡大している中で、新たな交付金等も考えられるわけですが、現時点ではそういった情報は入っておりません。国の方でどういった目的で臨時交付金、また新型コロナウイルス関連ということで出してくるか分かりませんので、まずそうした情報等が入り次第、町の方では適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） それでは、今度は歳出の項目に関して詳しい内容を教えていただきたいと思うのですが、まずは2款1項6目の地方公共交通推進事業63万円、それから類似した関係では7款1項2目の中小企業等事業継続支援金1,020万円が計上されているわけですが、おそらく後程説明いただきたいと思うのですが、地方公共交通推進事業の運行継続支援という事業名が新たに付いたようですが、この運行継続支援事業という事業名を追加するに至った経過を教えてくださいたいことと、この支援金の内訳について、どういう算定方法で計算されるのか。併せて、7款の中小企業等事業継続支援金、これも継続というような意味では似たようなニュアンスにとられるのですが、この対象事業者、それから算定方法、支援金の算出方法等についてそれぞれ説明をお願いしたいと思います。

それから、次の2款1項13目ということで、家計支援臨時特別給付金4,600万円ほど計上提案されているわけですが、これについては住民税の非課税世帯等に対する特別給付金の対象者の要件を緩和するなりして、現実に生活支援が必要な方々への活用を求めるという今回の臨時交付金の国の方針だったようだけれども、本町のように一律に給付するということについては、国で示した考え方とある意味食い違いが生じているのではなかろうかというように感じるわけですが、その辺の整合性はどのように考えていらっしゃるのか。

さらには、国においても特別定額給付金等、全世帯に配布するというような部分においては非常に与党の中でも議論が交わされる、また野党からも批判を受けたということで、物議を醸した経緯があったわけです。その前ですと、ただ単なる定額給付金ということで2009年に初めて行った際にも様々格差が生じるのではないかと、つまりは生活に実質的に困窮していない公務員とか、諸々の高額所得者がおられるわけで、その方々に対しても給付するという

ことについてはいかがなものかという議論がなされている中で、三川町が敢えてくまなく給付金をお配りするというような考え方について問題がないものか所見を伺いたと思います。なお、こういった特別給付金ということで、町民全体に給付金をお配りするという事例が全国的にどれくらいあるのか。もし分かればその状況等もお示しいただきたいと思います。

先程歳入の今後の見込みということで少し触れていただきましたが、今回の臨時交付金の活用についてはこれから説明いただきますけれども、中小企業等事業継続支援金ということで、肝心の地元の産業である農業者に対しての給付金が全く見られないということについては、今後の捉え方、どのような考え方をしているのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。特に先程の話と重複しますけれども、今回の臨時交付金のいわゆる国が示した総合緊急対策としては地場産業の救済策ということで、特に本町の場合ですと農業、それから飲食業、理美容業等があるわけですが、そういった個人事業者に対しての救済という観点で今後どのように考えているのか、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） ご質問ありました地域公共交通事業者に対する支援についてですけれども、この支援につきましては令和3年度におきましても新型コロナウイルス対策の一貫としまして地域の公共交通事業者に対して支援を行ってきたところであります。今年度に入りましてさらにコロナ禍の影響の他に原油高騰というようなこともあり、さらに地域の交通事業者の経営が厳しくなっているというような状況になっておりました。こういったことを鑑み、県におきましても県内の事業者に支援をするというようなことで交付金を交付するというのを聞いております。三川町におきましては、これまでも県の動向と合わせ地域の公共交通事業者に対して運行支援を行ってきましたので、今回も同様に支援を行うというようなことを決めたところであります。

内訳としましては、まず路線バスとタクシー運行について支援を行うとしております。路線バスにつきましては、路線バス1台につき8万円の支援を行うというような内容であり、三川町内を6台運行しているような状況でありますので、48万円分を路線バス、それからタクシーにつきましては、町内でデマンド型乗り合いタクシーを運行しておりますので、そのデマンドタクシーに対して1台5万円掛けるの3台運行というような形に現在なっておりますので、15万円というような形で、合計63万円というような予算計上をしているところであります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、私から中小企業等事業継続支援金1,020万円の内訳についてご説明をいたします。本事業につきましては、ただいまご質問ございましたトラック運送業を対象とした燃料費高騰のための対策の支援金とともに、もう1点、後段にご質問ございましたが個人の事業者に対する支援も含めてという事業費になってございます。

まずトラック運送業等を対象としました燃料高騰対策としての助成支援ということでございますが、こちらは原油高騰等の影響を受ける運送業の支援ということになりますけれども、様々な団体等から内訳を頂戴いたしまして、令和3年3月と令和4年3月のトラック1



台分の1ヵ月間の使用の燃料費、こちらの差額を基準といたしまして、令和4年4月から6月の3ヵ月間の保有台数の燃料費を助成するというところで調整をしているところでございます。

この際に、町内に本社がある事業所、または支社がある事業所ということで、若干その助成の中身に差異を設けまして、本町に本社を持つ事業所、4事業所につきましては基準額を1万7,000円といたしまして上限を80万円ということで、掛ける保有台数ということで設定をしているところでございます。以上の計算によりまして、町内に本社を有する事業者が4事業所で、いずれも上限に達しておりますので、4事業所で320万円、本町に支社・支店を有する事業所、こちらは上限50万円ということで、2事業所で100万円、合計で420万円を計上しているところでございます。

また、個人事業所、法人事業所に対する継続支援の事業ということで、こちらにつきましては、長期化するコロナ禍での売上が減少していること、これに加えてさらに原油価格、物価高騰によるコスト上昇と、これによって経営が圧迫されている事業者に対する支援金ということでございます。こちらにつきましては県の事業といたしまして、法人10万円、個人事業者5万円の支援額が決定しているところでございます。こちらにつきましては、4月から6月のいずれかの月の売上が令和元年から令和3年のいずれかの年の同月比で30%以上減少したところが対象になるということでございます。こちらは県事業でございます。

本町の事業といたしましては、県と同様の方式で算定いたしまして、実は令和2年度にも同様の事業を実施しておることから、こちらの対象が法人で55件、個人事業者で51件ございました。ただ、令和2年度の場合はコロナ禍以前の事業費の比較ということもございましたので、それぞれ今回は80%の該当ということで想定いたしまして、法人で10万円の40件、個人事業主で5万円の40件、合計で600万円を計上したところでございます。以上、二つの内容、項目を合わせまして1,020万円の計上というところでございます。

今後の農業分野等の支援につきましては、現在国で取りまとめております農業支援策がございますので、そちらの動向を待ちまして、県と国等と一体となってより効果的な支援ができるようにということで今回は計上を見送ったところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず3款の民生費における事業の補正については、その財源については、臨時交付金ではなくて国の補助金ということで、全額補助金はその財源となっているところであります。今回の町単独での家計支援の事業につきまして、ご質問にありました先の特別定額給付金、これに対する課題も様々あったのではというご指摘でございます。確かにそれぞれ家族の人数分を世帯主等に現金で給付する、これが使途としては消費の拡大等ということも目的としてあったところが、そのまま使われずに貯金、貯蓄に回されたのではということで、その効果もなかなか賛否と申しますか、分かれているということは承知しております。ただ、今回今年度に入ってから臨時交付金につきましては、先程来出ておりますとおり物価高、それから燃料、原油高に伴う燃料費の高騰等、これは事業者個人に関わらず、等しく町民にその負担をかけているものということで、個人、各世帯の方に対してそ

うした経済的な負担を軽減してもらおうということで取り組もうとしている内容のものでございます。

現在国から追加で示されました交付金の活用については各市町村とも6月定例会だけではなくて臨時議会等で現在対応しているということで見られるところであります。全国的に現金、またはクーポン等で個人に支給するという例はまだ把握しきれておりませんが、身近なところだと内陸の方で1人当たり5,000円のクーポン券ということで実施される町もあるようでございます。ただ、本町では現金ということで考えております。先に菜のC a ということですでにクーポンめいたものが町内に流通する中で新たなクーポン券となりますと混乱も招くであろうと。それから、クーポンになりますと印刷費、それから印刷に要する日数等も一定程度かかるということで、速やかに町民の方に支援ということで行き届けたいということで提案させていただいているものでありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤企画調整課長。

○説明員（佐藤 亮企画調整課長） 先程の答弁の中で、地域公共交通事業者に対する支援ですが、期間としまして4月、5月、6月までの3ヵ月間分ということでの予算計上になっております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、私から数点質問させていただきたいと思います。

まず初めに家計支援臨時特別給付金に関して、先程から縷々質疑されているわけですが、この内容としては一律1人につき月1,000円、4月から9月分までということで6ヵ月を給付するという内容かと思っております。7月1日付で基準日を設けて支給するという内容かと思っております。この物価高に関する支援ということでもありますので、今後さらに11月以降も物価高騰が予想されている中で、まずは一旦ここで支援していこうということでもありますけれども、この基準とされる数値といいますか物価指数をもとに支援をしていくのか、その辺の見方を説明いただきたいと思っております。と言いますのは、前年対比で相当上がっているのかなと、我が家の家計を見ても思っておりますので、今後それが、今回の給付が基準となって11月以降の物価高に対しても連動して考えを継続されていくのかどうかというところを1点お伺いしたいと思います。

2点目に商工費に関する質問でありますけれども、まずは小売店業者振興支援事業委託料ということで、こちらの内容を説明いただきたいと思っております。その下にあります中小企業等事業継続支援金に関して説明ありましたが、農業者関係の質問もありましたが、小規模事業者というくくり、こちらの方にも支給されると思っておりますけれども、その認識でよろしかったかどうか、この辺お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） 今回の家計支援臨時特別給付金についてであります。確かにその要因としては先程来説明させていただいているとおり物価上昇、原油高、燃料の高騰等に対応すると、家計を支援するというところであります。ただ、それがいくら上がったから何

パーセント物価が上昇したから、例えばガソリン10 当たりいくら上昇したからと、また同じような事業ということではございません。あくまでも、この度の国の臨時交付金を活用して家計を支援するという内容であるということであり、今後国が新たに対応策等を示した段階で町の対応ということを検討してまいるわけですが、繰り返しになりますが、ある基準をもってこの事業を、例えばケースによって立ち上げるとかそういったことは現時点では考えておりません。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から小売店業者振興支援事業委託料ということで、その内容についてのご質問でございました。こちらにつきましては、本年の7月1日より事業を現在実施しておるところでございまして、想定していたよりもかなり好評であるということがございまして、当初予定をしておりましたスタンプカード、あるいはその関係のチラシ、あるいはそれに関わる人員、こちらにつきまして現時点でかなり逼迫をしているという状況がございまして、スタンプカード、あるいはチラシ等の印刷費、こちらにつきまして200万円を計上しております。また、関係の事務費ということで、こちらも同額200万円を計上しているところでございます。

さらには、業務委託の中で、先程お話しましたとおりに、交付に関してかなり評判が良いということで混乱が生じてございますので、そちら、実は当初のスタンプを押してあるカードの配布、あるいは一定額以上のご購入に対してのスタンプの押印ということで、こちらレジ等でかなりの人的な対応が必要であるということもございまして、そちらの協力も含めて人件費として600万円を計上しておるところでございまして。

続きまして、中小企業等事業継続支援金ということでございまして、先程の質問の中で、いわゆる小規模事業者には農業者が含まれるのかというような趣旨のご質問であるとすれば、そちらの方には農業者は含まれないということになってございます。これまでも支援につきましては、農業者に対しては別段の農業継続支援、あるいは様々な形の助成を実施しておるところで、今回の中小企業等事業継続支援金につきましては、いわゆる中小事業者ということで想定しておるところでございまして。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） まず家計支援臨時特別給付金に関してですが、基準を設けずに給付するという国の臨時交付金の動きに連動してという話でありましたけれども、町の一般財源として1,600万円ほど支出して1人当たり1,000円に調整しているということで、なぜ1,000円になったかというところの説明をいただければ今後の考え方に繋がっていくのかなと思います。例えば臨時交付金だけでは中途半端な額になってしまい、支援としては薄くなるだろうというように考えて1,000円という額にしたとは思いますが、一般財源を投入していくということであれば、やはり今後の事業としても臨時交付金との関わり方の中である程度の考え方は幅をもって考えられるのではないかなと思いますので、その辺、一般財源の投入と合わせて少し整合性を確認しておきたいと思っておりますので、説明をお願いしたいと思います。

また、今回の支給に関しまして、以前の支給と同じような方式を取られると思います。一旦各世帯に確認し、例えば受け取らないのであればそういった意思を確認した上で事務手続等に入っていくと思われませんが、事務手続としてもやはり負担になっていると思います。その辺、今回を機にもっと身軽に給付できるような形で確認作業を合わせて、今後もしこういう事業があれば、例えば不服のある場合のみ町に連絡をし、「給付をいただかなくて結構ですよ」という連絡をしてくださいというような確認方法を取ると一律に迅速に給付作業ができるかと思いますが、そういった事務手続に関してもこの今回の給付を機に見直す動きにいてもいいのではないかなと思いますので、その辺に関しても見解をお伺いしたいと思います。

2点目の小売店業者に関する質問ですけれども、スタンプカードが好評だというような答弁でありました。スタンプカードに関してまだ菜のC aの方にたどり着いている人はなかなか少ないのかなというように思いますけれども、スタンプカードを増やしすぎて菜のC aの財源が足りなくなるというような事態にはならないのかどうかということをお伺いしたいと思います。どのぐらいの率をもってスタンプカードを発行されていくのか。100%ではもちろんないかと思いますが、100%ですと事業執行率にも関わってくると思いますので、どの辺を見込んでスタンプカードを増刷していくのかお伺いしたいと思います。

最後の中小企業に関してですけれども、以前小規模事業者持続化補助金というような事業もありまして、そちらの要綱の中に、やはり系統出荷以外の農家といいますか、商工会に所属している法人、そういった農業関係事業者に関しては対象ですよというような事業がありました。町内にも商工会に所属し、加工、6次産業化してあったり、系統以外の農産物、例えば産直ですとか個人販売ですとか、そういったところで農業をやられている方もいるかと思いますが、そういった法人として登録されているような事業者というのがこの小規模事業者にあたらないのかどうか。その辺の線引きをやはりしていくべきではないかと思いますが、再度その辺の見解をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まず家計支援の1ヵ月当たりの単価と言いますか、それについては1人当たり1ヵ月1,000円ということで見込んでおります。その6ヵ月分ということで計算をしておるところでございますけれども、ただその1,000円につきましては、すべてを先程来の物価高なり燃料高騰、これを補うものではない。ただ、例えばガソリン代、1ℓ当たり10円高くなっても50ℓ入れると、月2回でそれだけで1,000円になってしまいます。それに物価上昇に対する対応という部分がガソリンだけで家計支援の方の1ヵ月分には相当してしまうといいますか超えるわけですが、ただ、それを十分支援するということは非常に難しい。ただ、それでも厳しい各家庭の経済的な負担を軽減したい、支援したいということでまずそのバランスと言いますか、過度な支援にはならないよう、ただ一定程度の家計支援、経済的な負担を軽減する額として1人当たり1,000円ということと考えたところがあります。

一般財源を導入しての事業とはなりますが、やはり一義的には臨時交付金、これを活用し

た中で、それを補う部分として繰り越し、一般財源を活用して事業化ということで進めたいと考えておるところであります。一般財源を使うからにはということではありますが、やはりそこに高額な一般財源、貴重な財源、これを活用してとなりますと、さらに詳細な制度設計なり住民生活の状況等の把握というものが必要になろうかと思いますが、ただこの度は明らかに各世帯、個人の家計が圧迫されているという状況が分かりますので、まず1人当たり月1,000円という単価をはじき出しまして計上したところでもあります。

二つ目にこの事業の手続の簡素化についてのご質問でありました。確かにICT、例えばマイナンバーカードを使つての給付というのも考えられるところではありますが、ただ、今回手続に関しては紙ベースで考えております。特別給付金の際もそうでありましたが、なかなか個人情報、特に口座情報については国の了解等も得なければなりません。ゆくゆくはマイナンバーカードが進み、そうした手続が電子申請になろうかと思いますが、それはやはりよりマイナンバーカードなり口座情報が伴ったカードといえますか、状況・環境を整えればこういった給付事業もより簡素化になるとは思いますが、今回は特別給付金に加えまして、まず職員のスキルといえますか事業のスキル、これを高め、間違いのない交付ということを手続を進めたいということと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは、私から小売店業者振興支援事業、いわゆる菜のC a助成に対する、スタンプカード発行の考え方についてのご質問でございました。こちらにつきましては、今年度の菜のC aの実施につきましては昨年度とかなり大きく方法を変えた。昨年度につきましては各店舗の裁量によって菜のC aのカード自体を交付するという形でございましたが、今年度からはスタンプカード方式ということでございます。ただ、こちらが今年度から新たに導入した制度ということもございまして、実は当初は2,000万円の事業費に対しまして500円の額面の菜のC aでございますので、4万枚が上限といえますか、これが枚数になるわけですが、実はこの4万枚だけを当初の事業費としては計上しておったところです。

実際事業を実施したところかなり好評だということで、先程申し上げましたが、まずスタンプカードの増刷を実施しようというところでございますが、先程ご質問にもありましておりに、過剰なスタンプカードの流通といえますか、配布につきましては状況を見ながらする必要はあるだろうということで、当面は5割増しの2万枚をとりあえず印刷して配布を試みようということで商工会とは相談をしているところでございます。ただ今後、いわゆるお盆商戦でありますとか、あるいは今後の新型コロナウイルス感染症の動向にもよりますが、秋の行楽シーズン、年末年始の様々なセール等での購買意欲の中での景気の動向、これを見ながらスタンプカードについても状況を見ながら配布してまいりたい。

ただ、先程情報にもございますが、現時点では当初想定しておりました配布枚数が2,000万円の額と同等ということで4万枚の枚数だったものですから、実はホームページでもご連絡しておりますけれども、いわゆる大手の商店等につきましてはスタンプカードの配布を現在見合わせておるといふところもございまして。この辺につきましては想定が甘かったという

ことでお詫びをしたいと思いますが、今後につきましては円滑な事業執行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、中小企業等事業継続支援金の中小企業者の対象ということではありますが、こちらにつきましても通常農業、あるいは商業、先程お話ししました商業の部分について、いわゆる主たる事業というところでの判断ということになるかと思っております。その際、商業関係の助成金等につきましては、その深刻な状況等も勘案しながら確認をさせていただきたいということで考えております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは私の方から1点。先程から議論が進んでいるようですが、三川町家計支援臨時特別交付金ということで、1人1ヵ月1,000円の6ヵ月ということでありましたけれども、この辺、町単独で行うということでありました。一部の議員は中身を知って、聞きに行っているのかなと思っておりますけれども、議会というのはやはり皆さん共通の認識のもとに持っていかなければいけないということで、そもそも1人1ヵ月1,000円掛ける6ヵ月ということでありましたけれども、これはいつの時点での人口、またそれに対象者ということは、その日の名簿に載っていればいいのか。それとも以前3ヵ月とか何ヵ月縛りがあって、居住の実績があればいいとか、その辺の説明が全然ないということで、この場で説明できなければその前の全員協議会か何かで説明会をしてもいいと思っております。こういう新しい事業についてはここで色々聞いても仕方がないと思っております。この辺の中身を教えてください。

それと、国・県支出金が二千九百いくらで、足りない分が一般財源としてもっていくのかなど。この辺、国の方の支援の基準というのはどうなのか。全額国・県ではだめだったのか。この財源の持ち方、これを教えてください。

○議 長（佐藤栄市議員） 鈴木健康福祉課長。

○説明員（鈴木武仁健康福祉課長） それでは私の方から対象についてですけれども、現在事業計画を考えているところですが、今のところの考えとしては、基準日を令和4年7月1日と考えております。予算の時点では令和4年6月30日の人口、7,244人を四捨五入しまして7,300人掛ける6,000円ということで計上しているところです。

縛りに関しましては、令和4年7月1日の終了時点の三川町住民基本台帳に登録のある方全員を対象にするということで事業設計しております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 高橋総務課長。

○説明員（高橋誠一総務課長） まずこの事業につきましては、ただいま健康福祉課長が申し上げましたが、7月1日を基準としまして、その時点で住民である方、所得要件等をなしにすべからく1人6,000円、1ヵ月1,000円掛ける6ヵ月分ということでの交付を考えております。その後、異動等もあるかもしれませんが、やはり基準日、これをもってその交付ということで今後リストを改めて整理をしまして郵送し、その受給の有無、特別給付金の否定と言いますか、受け取り拒否ということもありましたし。あと口座情報、これはございませんので、あくまでも世帯での交付ということで、特別給付金に倣う形になります。通帳、口座等

の情報を得まして、最速で9月の中旬までには1人当たり6,000円、その世帯によりまして、例えばお一人ですと6,000円ですが、5人世帯にいらっしゃる方については3万円の交付ということになります。

そうした内容について予め議会の方に説明ということもございましたが、臨時ということで、その辺、今回の本会議での説明になりましたこと、何卒ご了承をお願いしたいと思います。

それから、財源につきましては、国・県からの補助金がございますが、国からの補助金につきましては、予算議案書にありますとおり非課税世帯、これに対する国の補助金であります。また、県の補助金につきましては商工費におけます中小企業、こちらの小売店の県の補助ということで1,000万円ということで今回計上させていただいているものであります。その他は臨時交付金ということになりますが、先程も説明させていただきましたとおり、他の企画費等については臨時交付金をすべて財源としておりますが、家計支援につきましては臨時交付金、これが不足する分について繰越金ということで一般財源を充当させていただきたいというものであります。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 4ページの7款商工費の先程から出ています小売店業者振興支援事業で菜のC aということですがけれども、今回1,000万円のうち印刷費が200万円、事務費が200万円ということでしたけれども、この事務費がレジ等の対応の支援という答弁がありましたけれども、どういう基準でこの事務費を支援していくのか。

スタンプカードの発行所のスタンプが押してあるわけですがけれども、発行所のスタンプのある枚数なのか、発行してなくてもレジで対応している、スーパー等大型商店の中にもあるわけです。レジで1,500円以上の買い物のお客さんに「三川町の地域通貨を作りますか、作りませんか」と聞いておりました。私が目撃したのは何件もありますけれども、作らない人が多かったです。なぜだろうと、評判が良いと言いましたけれども、年末商戦で2万円3万円買っても1会計スタンプ一つです。1,500円買った人も2万円買った人も。何かその辺の不平等、私としては人気がない現状ではないかと思っております。

この200万円でスタンプカードをもし作って、答弁によれば評判が良いということですがけれども、確か2月19日まで、逆に評判良いとなれば500ナノカも増刷しなければならないという理屈になるわけです。スタンプカードを印刷して、この満杯、5個貯まれば500ナノカと交換できますので、その分の印刷費も必要になってくるという理屈になると思いますので、その辺の解釈。本当に今の実態で、好評でスタンプカードが足りない状況なのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から菜のC a事業の実施状況ということのご質問でございました。今回計上いたしました1,000万円の中身につきましてのご質問でございましたが、こちらにつきましては先程お話したとおりでございますが、1点、菜のC aが好評であるかないかという部分につきましてはですが、実際今のところ大手と呼ばれます大口の商店、特定の名前を挙げて申し訳ありませんが、現在のところイオンとドン・キホーテ、

マルホンについては交付を停止しているところでございます。これはなぜかと言いますと、かなり好評で、事前に昨年までの実績によりまして、各店舗に配布をしておったのですが、その配布につきまして配布分がなくなったということでございます。ただ、お話あったとおりに、いわゆる個人商店と飲食店等につきましては声をかけて、「菜のC a カードをください」と言いますと、「どうぞ」ということで配布しているところもございますので、若干店舗よっての差異はあろうかというようには存じますけれども、商工会の方に申し出がありましたその大手と言われるところにつきましては、現時点で手持ちのカードがないということなので増刷をお願いしたいというようなことでございました。

先程ご質問にありました件につきましては、先程お話をいたしましたとおり2,000万円の現在の事業費について菜のC a カードを4万枚です。つまりカードの配布と同額の分のスタンプカードを現在作成しておるということでございます。実はそのスタンプカードにつきましては他市町村で貰ったけれども、あとそれ以上使わない。あるいはスタンプ三つでなくしてしまったとかということもございますので、通常はある程度の余裕分を持つべきだろうということで、現在は先程お話しましたとおり2万枚、1.5倍ということでのカードの作成ということで想定をしておるところでございます。

現時点では事業費そのものの増額は想定してございませんので、今後お話あったとおりに、今スタンプカードの押印から今度は菜のC a のカードへ交換なるわけですがけれども、その交換の状況を見ながらこの事業の継続、あるいは発展についても今後議論する必要はあろうかと思っておりますけれども、現時点においては2,000万円の事業費に対する様々な取り組みということでございます。そして、その1,000万円の中身につきましては、お話あったとおりに現時点での終了時点までに、来年の2月末までの事業期間の中での様々な取り組みということでございますので、関係の事務費あるいは関係の人件費、こちらも含めて今回1,000万円を計上させていただいたというところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 200万円の事務費の捉え方であります。先程レジ等の支援というような答弁がありましたけれども、どれを基準として事務費の200万円を振り分けるのか。そしてポイントカードが不足と言っていましたけれども、会社名が出ましたので私も言いますが、一昨日、日曜日の時点でマルホンのレジで一生懸命勧めておりました。ポイントカードがなくなっていれば勧めないわけです。ところがいくら1,500円以上の人に勧めても貰う人はいませんでした。これはやはり不評だなと私は感じました。その実態はどこまでなのか、現状を把握して補正予算を提案しているのか不思議なものですから質問したわけです。その辺の解釈をもう一度。先程言った事務費はどういう基準で事務費を支払いするのか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） まず1点目の事務費につきまして、あるいは交付の状況につきましてですが、こちらにつきましては委託先であります出羽商工会からの申し出でございます。ホームページ等にはございますが、大変失礼いたしました、マルホンについて





たいということも含めてご案内しておったところでございますが、実は昨年はその工夫の度合いが各店舗でかなり差があったということで、効果的にご利用いただいた店舗と、あまり効果的ではなくて昨年度についても配布する手間がかかって終わった店舗もございました。それで商工会の方でより効果的な、あるいはより多くの店舗の方からその収益を上げていただく方策ということで、今年度はスタンプカードの方式を決定したというところでございます。こちらにつきましてもまず今年度実施をして、その効果については今後検証になるかと思っておりますけれども、現時点では、繰り返しになりますけれども、ある店舗では配布する枚数もすでになくなっていくということもございますので、ある程度好評いただいておりますし、その分の経済的な効果はあったのではないかとということで考えております。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） スタンプカードは順調に発行、または取り扱われているということでありました。ぜひお願いしたいのですが、商工会に対しては発行を委託するというようなことでありましたし、現在早い人だと菜のC aへの交換というものが進んでいるようでありました。ぜひそのスタンプカードであります、お住まいの地域等、どこで何月に買い物をしたかというようなデータが載っているわけでありまして。商工会にはぜひ検討または集計等をしていただいて、町内のそういった集客状況等の把握まで商工会に委託するべきではないかと、貴重なデータとなると思われまして、そこまでしてまた今後に生かしていただくような取り扱いをお願いできればと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 貴重なご意見ありがとうございます。ただ、現時点での出羽商工会との業務委託の内容につきましては、そのカードの分析まで、中身については業務委託になっておりません。ただ、お話あったとおりに大変貴重なデータになるということでございますので、商工会とも相談しながらその辺については有効的に活用なるような分析等を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 鈴木淳士議員に申し上げます。議員の発言権は大切だと思っておりますけれども、議会の運営上ルールに従って質問してください。3回の質問までとなっておりますので、質問の仕方の工夫をしてください。よって今回は4回目は認めません。

以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから議第42号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9名 不起立 0名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第42号「令和4年度三川町一般会計補正予算（第3号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第4「請願第1号に対する請願取下げ」の件を議題とします。請願第1号「「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願」については、請願者から請願取下げ申請書が提出されております。

お諮りします。本件は申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号に対する請願取下げの件は許可することに決定しました。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和4年第3回三川町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時41分）

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

令和4年7月19日

三川町議会議長

三川町議会議員 1番

三川町議会議員 2番